

会計を区分する際の考え方等の 概要について

青森市福祉部指導監査課

令和4年3月18日

令和3年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

※表紙スライドにはノート未記入

目次

- 1 会計の区分について
- 2 就労支援事業会計について
- 3 最後に

○本資料における説明内容は以下のとおり。

○「1 会計の区分について」では、国通知「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」の概要を中心にご説明。

○「2 就労支援事業会計について」では、国通知「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の概要を中心にご説明

○「3 最後に」では、留意していただきたい点をご説明。

1-1 会計の区分の法的根拠

- 指定基準（運営基準）に事業ごとに会計の区分が必要な旨が規定されている（療養介護、医療型児童発達支援を除く）。

（例）障害福祉サービスの場合（青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例）

第四十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

- 具体的な会計の処理方法については、国通知「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号、以下「会計区分通知」という。）」に詳しい記載がある。

○会計の区分について、概要の説明である。

○療養介護、医療型児童発達支援を除き、事業ごとに会計の区分が必要な旨が指定基準（運営基準）に規定されている。

○その具体的な方法については、国通知「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（以下「会計区分通知」という。）に詳しい記載があるので、以下、当該通知の概要について説明する。

1-2 会計区分通知の概要

○会計区分通知における基本的な考え方

⇒ それぞれの法人等に適用される会計基準等を基本としつつ、その会計基準等とは別に会計処理の段階で事業毎に区分が必要と想定される科目の按分方法を示し、これに基づく按分を行うことにより、運営基準を満たすこととする。



- ・あくまでも各法人種別ごとの会計基準への準拠が基本（社会福祉法人会計基準など）
- ・共通収益・共通経費など事業ごとの区分が難しいものについては按分を行う。

○国の会計区分通知においては、全ての法人に統一的な方法による会計区分を求めるものではなく、社会福祉法人、営利法人などそれぞれの法人に適用される会計基準等を基本としつつ、その会計基準等とは別に会計処理の段階で事業毎に区分が必要と想定される科目の按分方法を示し、これに基づく按分を行うことにより、運営基準を満たすこととするとしている。

○わかりやすく言い換えると、「あくまでも各法人種別ごとの会計基準への準拠が基本」であり、「共通収益・共通経費など事業ごとの区分が難しいものについては按分を行う」ということになる。

1-3 会計処理方法(1)

○会計区分通知では、法人の会計事務の負担を考慮しつつ、運営基準の求める内容を満たす適切な会計処理方法の例として4つの方法を示している。

①会計単位分割方式

- ・施設あるいは事業所の単位（以下「事業拠点」という。）ごとの事業別に、あたかも別の法人のようにそれぞれ独立した主要簿（仕訳帳及び総勘定元帳）を有する方法。
- ・総勘定元帳が事業拠点別となるので収支及び損益に関する計算書類（損益計算書・収支計算書・正味財産増減計算書）も貸借対照表とともに事業拠点別に作成される。
- ・なお、他の事業拠点との取引には、収支及び損益処理とすること（他会計繰入金収入又は支出）も貸借処理とすること（他会計貸付金又は借入金）もあるが、その会計処理については法人の判断による。

○各法人の会計事務の負担を考慮しつつ指定基準を満たす方法として、4つの方法を例示している。

○一つ目が「会計単位分割方式」。事業拠点ごとの事業別に、あたかも別の法人のようにそれぞれ独立した主要簿を有する方法で、計算書類等は事業拠点別に作成することとなる。

1-3 会計処理方法(2)

②本支店会計方式

- ・ 主要簿の一部を事業拠点の単位ごとの事業別に分離して会計処理をする方法。
- ・ 事業拠点の単位で収支及び損益に関する計算書類と貸借対照表が作成されるが、貸借対照表の資本の部(純資産の部)については分離せず、いわゆる本店区分だけ存在させる。本部あるいは他の事業拠点間の取引は、本支店勘定(貸借勘定)で処理をする。

③部門補助科目方式

- ・ 勘定科目に補助コードを設定し、仕訳時にこの補助コードを記入することにより、事業別の数値が集計できるようにする方法。
- ・ 貸借対照表については事業別の区分をしないで、収支及び損益に関する計算書を区分する。

○二つ目が「本支店会計方式」。主要簿の一部を事業別に分離して会計処理をする方法で、貸借対照表の資本の部については分離せず、本店区分だけ存在させる。

○三つ目が「部門補助科目方式」。勘定科目に補助コードを設定し、そのコードを活用し事業ごとの集計をする方法である。

1-3 会計処理方法(3)

④区分表方式

- ・ **仕訳時に区分しないで、計算書類の数値をそれぞれの科目に応じて按分基準を設け、配分表によって事業別の結果表を作成する方法。**
- ・ ③部門補助科目方式の簡便法であり、科目の一部について補助コードを設けて仕訳時に処理することも併用される。

※①～④の比較

	主要簿	収支及び損益に関する計算書類	貸借対照表
①会計単位分割方式	分離	区分	区分
②本支店会計方式	一部分離	区分	資産は本店のみ
③部門補助科目方式	補助コードで区分	区分	同一
④区分表方式	同一	割合で按分	同一

6

○四つ目が「区分表方式」。三つ目の「部門補助科目方式」の簡便法であり、仕分時に区分せず、按分基準により事業別の結果を作成する方法である。

○これら四つの方法について比較をすると、四つ目の「区分表方式」が最も簡便な方法となる。

1-4 按分方法

○会計区分通知では、勘定科目ごとの按分方法の例が示されている。例えば給与費については

種類	想定される勘定科目	按分方法
給与費	<ul style="list-style-type: none">・介護職員・医師・看護婦給与等常勤職員給与・介護職員・医師・看護婦給与等の非常勤職員給与・退職給与引当金繰入・法定福利費	<ul style="list-style-type: none">勤務時間割合により区分。 (困難な場合は次の方法により按分)・職種別人員配置割合・看護・介護職員人員配置割合・届出人員割合・延利用者数割合

といった内容となっている。これはあくまで一例で、詳しくは会計区分通知を確認すること。

○また、これとは別に実態に即した按分方法を用いて差し支えないが、どのような按分方法を用いて区分したのか記録しておくこと。

○勘定科目ごとの具体的な按分の考え方であるが、会計区分通知にそれぞれの按分方法の考え方が示されている。

○多岐にわたるため全てを紹介することはしないが、例えば給与費については、上記の表に示した考え方が例示されている。

○ただ、必ずこの考え方に則らなければならないということではなく、他に実態に即した按分方法があるのであれば、それを採用しても差し支えない。なお、後から見てもわかるように、どのような按分方法を用いて区分したのか記録しておくこと。

1-5 (参考)事業別活動計算書のイメージ

勘定科目		合計	A事業	B事業
事業活動による収支	収入	介護給付費等収益 訓練等給付費等収益 …(略)		
		事業活動収入計 ①		
	支出	人件費 事業費 事務費 …(略)		
		事業活動支出計 ②		
事業活動収支差額 ③ (①-②)				
事業活動外収支の部	収入	…(略)		
		事業活動外収入計 ④		
	支出	…(略)		
		事業活動外支出計 ⑤		
事業活動外収支差額 ⑥ (④-⑤)				
事業収支差額 ③+⑥				

給付費など明確に区分できるものは事業ごとに計上

明確に区分できない費用などは案分する

○この表は事業別計算書のイメージ図であるが、このように事業ごとに収入と支出を計上するように。

○以上が、会計区分通知の概要である。

2-1 就労支援事業会計の法的根拠

○指定基準における就労支援事業（生産活動）の賃金・工賃の額の考え方

- ・ **生産活動の収入－生産活動に必要な経費＝賃金・工賃**
- ・ 賃金・工賃には、原則として自立支援給付費を充てない。（※災害その他やむを得ない理由がある場合を除く）

○会計処理については、下記基準を参照

- ・ 社会福祉法人：社会福祉法人会計基準
- ・ その他の法人：国通知「**就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて**」（平成18年10月2日社援発第1002001号社会・援護局長通知、以下「就労支援事業会計処理基準」という。）

※就労支援事業会計処理基準は、社会福祉法人会計基準に準じて作成されており、両基準とも概ね同じ内容となっている。

○就労支援事業会計について概要の説明である。

○就労継続支援事業など生産活動を行う事業については、指定基準においてその賃金・工賃についての考え方が示されている。利用者に支払う賃金・工賃は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこととしており、災害等の特殊事情がない限り、自立支援給付費を充てないこととしている。

○具体的な会計処理については、社会福祉法人とその他の法人で参照すべき基準が分かれおり、社会福祉法人においては「社会福祉法人会計基準」、その他の法人においては国通知の「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（以下「就労支援事業会計処理基準」という。）に従って処理することとなる。

○就労支援事業会計処理基準は、社会福祉法人会計基準に準じて作成されており、概ね同様の内容となっているため、以下、就労支援会計処理基準の概要について説明する。

2-2 就労支援事業会計処理基準の概要

○製造原価等の把握の必要性

- ・ **適正な利用者工賃・賃金の算出**をするため、製品製造過程等における **適切な製造原価等の把握**が必要となる。

○就労支援事業会計処理基準の対象事業

- ・ **就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型：必須**
- ・ 生活介護において生産活動を行う場合：任意

○基本的な流れ

- ・ 複数事業を行っている場合は、P1～P8に従い会計を区分
- ・ 就労支援事業事業活動計算書（就労支援事業損益計算書、就労支援事業正味財産増減計算書等を含む）等を作成 … 制度上必要な法人のみ
- ・ **就労支援事業別事業活動明細書等を作成**

○就労支援事業会計処理基準に則って会計処理をする意義は、製造原価等を正確に把握することにある。前頁のとおり、就労支援活動においては収入から経費を控除した金額を工賃・賃金として利用者に支払うため、原則として剰余金は発生しない。こういった考えの下、適正に利用者工賃・賃金を算出しているかどうかの確認が必要となる。

○就労支援事業会計処理基準の対象となるのは、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の3事業。生活介護において生産活動を行う場合も、本基準に基づいた会計処理をすることができる（任意）。

○具体的には、訓練等給付費（生活介護においては介護給付費）に係る会計と就労支援事業に係る会計に区分することになるが、基本的な流れとして、まずは他事業と同様、事業ごとに会計を区分した上で、就労支援事業に係る項目について別に会計書類を作成することになる。具体的な書類については、次頁以降で説明する。

2-3 就労支援事業事業活動計算書(様式例)

自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減
サービス活動増減の部	収益	就労支援事業収益 障害福祉サービス等事業収益 経常経費寄附金収益 その他の収益		
		サービス活動収益計 ①		
	費用	人件費 事業費 事務費 就労支援事業費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用		
		サービス活動費用計 ②		
	サービス活動増減差額 ③ (①-②)			
… (以下略)				

P12「就労支援事業活動収益計」と一致

P12「就労支援事業活動費用計」と一致

本計算書は、社会福祉法人会計基準を参考に作成された様式例である。実際には、各法人制度で使用することとされている会計基準において相当する様式に記載すること。
 ※就労支援事業会計処理基準のQ&Aを記載した「「就労支援の事業の会計処理の基準」の改正に係る留意事項等の説明」に各法人制度ごとの様式例が記載されている。

11

○まず、就労支援事業所等を運営する法人は「就労支援事業事業活動計算書」を作成する。本計算書は給付費に係る会計と就労支援事業に係る会計の両方の数字が含まれているものになる。

○複数の事業を運営する場合には、当該事業の損益状況等を把握するため、併せて「就労支援事業事業活動計算書」の事業別の内訳である「就労支援事業事業活動内訳表」を作成する。

○なお、就労支援会計処理基準に記載されている「就労支援事業事業活動計算書」及び「就労支援事業事業活動計算書」は、社会福祉法人会計基準を参考に作成された様式例であるため、実際には、各法人制度で使用することとされている会計基準において相当する様式に記載することとなる。各法人制度ごとの様式例については、就労支援事業会計処理基準のQ&Aを記載した「「就労支援の事業の会計処理の基準」の改正に係る留意事項等の説明」に記載されているので参照すること。

2-4 就労支援事業別事業活動明細書

自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日

勘定科目		合計	A作業	B作業
収益	就労支援事業収益			
	就労支援事業活動収益計			
費用	就労支援事業販売原価 期首製品（商品）棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入高			
	合計 期末製品（商品）棚卸高 差引 就労支援事業販管費			
	就労支援事業活動費用計			
	就労支援事業活動増減差額			

P11「就労支援事業収益」と一致
P13「当期就労支援事業製造原価」と一致
P14「就労支援事業販管費合計」と一致
P11「就労支援事業費用」と一致

原則として剰余金は発生しないが、一定の条件の下、積立金を計上することができる

○次に、「就労支援事業事業活動計算書」から就労支援事業に関連する項目を抜き出した「就労支援事業別事業活動明細書」を作成する。

○「就労支援事業事業活動計算書」の「就労支援事業収益」が収益、「就労支援事業費用」が費用となる。就労支援事業は原則として剰余金が発生しないため、「就労支援事業活動増減差額」は生じるものではないが、一定の条件の下積立金を計上することができる（積立金についてはP17~18で説明する）。また、「就労支援事業活動増減差額」がマイナスの場合、利用者賃金・工賃の一部を給付費から充てていることとなり、指定基準違反となる。

○就労支援事業には、就労支援事業所等で製造した製品を販売する場合と、当該就労支援事業所等以外で製造した商品を仕入れ、販売する場合とがある。製造した製品を販売する場合、「就労支援事業販売原価」は、期首製品棚卸高に当期就労支援事業製造原価を加算し、期末製品棚卸高を控除して計算される。さらに、製品の販売のために支出された金額は、就労支援事業販管費に計上される。

2-5 就労支援事業製造原価明細書

自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日

勘定科目	合計	A作業	B作業
I 材料費 … (略) 当期材料費			
II 労務費 1. 利用者賃金 2. 利用者工賃 3. 就労支援事業指導員等給与 4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入 5. 就労支援事業指導員等退職給付費用 6. 法定福利費 当期労務費			
III 外注加工費 … (略) 当期外注加工費			
IV 経費 … (略) 当期経費 当期就労支援事業製造総費用 期首仕掛品棚卸高 合 計 期末仕掛品棚卸高 当期就労支援事業製造原価			

P12「当期就労支援事業製造原価」と一致

13

○次に、「就労支援事業別事業活動明細書」の「当期就労支援事業製造原価」の内訳である「就労支援事業製造原価明細書」を作成する。

○就労支援事業の利用者のうち、製造業務に携わる者に支給された利用者賃金及び利用者工賃は、「就労支援事業製造原価明細書」に計上される。

○また、職業指導員等の人件費のうち、指定基準の人員配置基準を超えて専ら就労支援事業に従事することとして雇用している場合には、就労支援事業の経費である「就労支援事業指導員等給与」として処理することができる。なお人員配置基準内の職員として雇用している場合には、給付費に係る会計において処理する。

2-6 就労支援事業販管費明細書

自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日

勘定科目	合計	A作業	B作業
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
7. 福利厚生費			
8. 旅費交通費			
9. 器具什器費			
10. 消耗品費			
11. 印刷製本費			
12. 水道光熱費			
13. 燃料費			
14. 修繕費			
15. 通信運搬費			
16. 受注活動費			
17. 会議費			
18. 損害保険料			
19. 賃借料			
… (略)			
26. 雑費			
就労支援事業販管費合計			

P12「就労支援事業販管費」と一致



○次に、「就労支援事業別事業活動明細書」の「就労支援事業販管費」の内訳である「就労支援事業販管費明細書」を作成する。

○基本的な考え方は、「就労支援事業製造原価明細書」と同様である。

2-7 就労支援事業明細書

自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日

勘定科目	合計	A作業	B作業
I 材料費 … (略) 当期材料費			
II 労務費 1. 利用者賃金 2. 利用者工賃 3. 就労支援事業指導員等給与 4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入 5. 就労支援事業指導員等退職給付費用 6. 法定福利費 当期労務費			
III 外注加工費 … (略) 当期外注加工費			
IV 経費 … (略) 当期経費 当期就労支援総事業費 期首仕掛品棚卸高 合計 期末仕掛品棚卸高 就労支援事業費			

下記のいずれも満たす場合は、P13・P14の表の作成を「就労支援事業明細書」の作成に替えることができる。

- ・ 就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下
- ・ 多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難

15

○なお、就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、P13「就労支援事業製造原価明細書」及びP14「就労支援事業販管費明細書」の作成を、「就労支援事業明細書」の作成に替えることができる。

○基本的な考え方は、「就労支援事業製造原価明細書」及び「就労支援事業販管費明細書」と同様である。

2-8 多機能型事業所等における会計処理

○P12～P15について、事業ごとに区分する

(例. 就労支援事業別事業活動明細書の場合)

自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日

勘定科目		合計	A事業所							
			B事業			C事業				
			合計	D作業	E作業	合計	F作業	G作業		
収益	就労支援事業収益									
	就労支援事業活動収益計									
費用	就労支援事業販売原価									
	期首製品(商品)棚卸高									
	当期就労支援事業製造原価									
	当期就労支援事業仕入高									
	合計									
	期末製品(商品)棚卸高									
	差引									
	就労支援事業販管費									
	就労支援事業活動費用計									
	就労支援事業活動増減差額									

事業ごとに区分する

○多機能型事業所においては、P12からP15までに記載した書類を、事業ごとに区分する形で作成する。

2-9 積立金(1)

○基本的な考え方

- ・就労支援事業については、収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃・賃金として支払わなければならないものとしていることから、**原則として剰余金は発生しない。**
- ・しかし、将来にわたって安定的に工賃を支給するため又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、理事会等の議決に基づき**一定の金額を次の積立金として計上**することができる。
- ・当該年度の賃金・工賃の支払額が、**前年度の賃金・工賃の支払実績額を下回らない場合に限り**、計上することができる。

○工賃変動積立金

- ・毎会計年度、一定の工賃水準（過去3年間の最低工賃）を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回る工賃の補填に備え、「工賃変動積立金」を計上できる。
 - ▷ **各事業年度**における積立額：過去3年間の**平均工賃の10%以内**
 - ▷ 積立額の**上限額**：過去3年間の**平均工賃の50%以内**

17

○就労支援事業においては原則として剰余金は発生しないが、将来にわたって安定的に工賃を支給するため又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、理事会の議決に基づき一定の金額を次の積立金として計上することができる。なお、当該積立金については、当該年度の賃金・工賃の支払額が、前年度の賃金・工賃の支払実績額を下回らない場合に限り、計上することができる。

○積立金の種類は2種類あり、一つ目が、毎会計年度、一定の工賃水準を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回る工賃の補填に備え計上できる「工賃変動積立金」である。積立金の額には上限があり、各事業年度における積立額は「過去3年間の平均工賃の10%以内」、積立額全体の上限額は「過去3年間の平均工賃の50%以内」となっている。

○なお、保障すべき一定の工賃水準とは、過去3年間の最低工賃（天災等により工賃が大幅に減少した年度を除く。）とし、これを下回った年度については、理事会の議決に基づき工賃変動積立金及び工賃変動積立資産を取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支給するものとする。

2-9 積立金(2)

○設備等整備積立金

- ・就労支援事業を安定的かつ円滑に継続するため、就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入のための資金需要に対応するため、「設備等整備積立金」を計上できる。
 - ▷ **各事業年度**における積立額：就労支援**事業収入の10%以内**
 - ▷ 積立額の**上限額**：就労支援事業**資産の取得価額の75%以内**

○積立金の流用及び繰替使用

- ・ **積立金は、その他の目的のための支出への流用は認められない。**
- ・ しかしながら、自立支援給付費収入の受取時期が、請求及びその審査等に一定の時間を要し、事業の実施月から見て2ヶ月以上遅延する場合が想定されることから、このような場合に限り、上述の積立金に対応する資金の一部を一時繰替使用することができる。
- ・ ただし、繰替えて使用した資金は、自立支援給付費収入により必ず補填すること。

18

○二つ目は、就労支援事業を安定的かつ円滑に継続するため、就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入のための資金需要に対応する「設備等整備積立金」である。本積立金にも上限があり、各事業年度における積立額は「就労支援事業収入の10%以内」、積立額全体の上限額は「就労支援事業資産の取得価額の75%以内」となっている。

○これらの積立金については、その他の目的のための支出への流用は認められないが、給付費収入の遅延に対応する場合に限り、一部繰替使用することができる。ただし、繰り替えて使用した資金は、給付費収入により必ず補填する必要がある。

○就労支援事業会計についての説明は、以上となる。

3 最後に

- 本資料でお知らせした内容は、あくまで「概要」。詳しい内容は、それぞれの通知を直接ご確認ください。
- 特に就労支援事業会計については、報酬の額にも反映されるので、正確に算出すること。
- 法令等の遵守は事業者の責務。他人任せにせず、自ら内容を把握し、事業の適正運営に努めていただきたい。

例) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第四十二条第三項 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

19

○会計に関する2つの国通知の概要を説明したが、あくまで「概要」であって、詳しい内容はそれぞれの通知を直接確認すること。

○特に就労支援事業会計については、令和3年度から就労継続支援A型における評価点の算出の基礎資料ともなっており、報酬の額にも反映される。後から数値の誤りが見つかった場合は、報酬返還となる場合もあるため、正確な算出を心掛けていただきたい。

○会計に限らず、法令の遵守は事業者の責務である。決して他人任せにせず、自ら内容を確認し、事業の適正運営に努めていただきたい。